

**従業員のみならず、労働法令・施策などを分かりやすくお伝えします！**

【発行：田中人事労務設計事務所】

## 「教育訓練給付制度」を活用して“スキルアップ”！

雇用保険に加入されている方（給与から雇用保険料を支払っている方）は、雇用保険制度内にある保険給付を受けることができますが、給付は失業保険だけではなく、スキルアップを目指した講座などを受講した際に受講費の一部が補助される『教育訓練給付制度』というものもあります。

### 雇用保険「教育訓練給付制度」とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる講座は「約17000講座」にもなります。

#### ～対象となる主な資格・試験～

##### ●輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許、中型自動車第一種・第二種免許、大型特殊自動車免許、準中型自動車第一種免許、普通自動車第二種免許、フォークリフト運転技能講習、けん引免許 など

##### ●情報関係

ITSSレベル3以上の資格取得を目指す講座（シスコ技術者認定資格等）、ITSSレベル2の資格取得を目指す講座（基本情報技術者試験等）、ITパスポート、Webクリエイター能力認定試験 など

##### ●専門的サービス関係

キャリアコンサルタント、社会保険労務士試験、ファイナンシャル・プランニング技能検定試験、土地家屋調査士、司書・司書補、産業カウンセラー試験、公認内部監査人認定試験 など

##### ●事務関係

簿記検定試験（日商簿記）、実用英語技能検定（英検）、TOEIC、建設業経理検定 など

##### ●医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士、保育士、看護師、栄養士、美容師、理容師、介護職員初任者研修、衛生管理者免許試験、医療事務技能審査試験、調剤薬局事務検定試験、メンタルヘルス・マネジメント検定試験 など

##### ●営業・販売関係

調理師、宅地建物取引士資格試験、インテリアコーディネーター、国内旅行業務取扱管理者試験 など

##### ●技術関係

測量士補、電気工事士、自動車整備士、建築士、技術士、土木施工管理技術検定 など

##### ●製造関係

製菓衛生師、パン製造技能検定試験 など

##### ●大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程、職業実践力育成プログラム、キャリア形成促進プログラム、専門職学位、短時間の職業実践力育成プログラム、短時間のキャリア形成促進プログラム など

雇用保険「教育訓練給付制度」概要(次頁へ)

# 雇用保険「教育訓練給付制度」概要

## ① 自らが「給付対象者」に該当するか確認！

原則、**教育訓練受講開始日において、雇用保険の被保険者である方（あった方）**が対象です。  
なお、雇用保険の被保険者でない方も「被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内（疾病・育児などの特定事由が生じたときは最大20年に延長）」であれば対象となります。

### 【注意事項！】

下記②の3つの対象訓練に応じ、「給付対象者」となるには更なる要件がありますので注意しましょう。

対象訓練それぞれに「～年以上の支給要件期間（被保険者であった期間）があること」などの要件がありますので、厚労省ホームページなどをご確認ください。

また「給付を受けるとその時の受講開始日より前の被保険者であった期間は通算しない」とされていますので、**前回の給付（前回の受講開始日）から一定期間を経過しなければ、次の給付を受けることができません。**こちらも厚労省ホームページなどで確認、または給付対象者となるかどうかをハローワークで「支給要件照会」してもらうこともできます。

## ② 3種類の訓練～助成額と申請手続きを確認！～

以下「A」～「C」いずれかに該当する『厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練』が対象です。  
「3種類の対象訓練があること」「それぞれ支給額が違うこと」を確認しましょう！

### A. 一般教育訓練

**教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円）が助成**

訓練を修了し、受講者本人の住所地を管轄するハローワークに、所定の書類を「修了した日の翌日から起算して1か月以内」に提出することにより給付されます。

### B. 特定一般教育訓練

**原則、教育訓練施設に支払った経費の40%に相当する額が助成（上限20万円）**

研修受講日前に訓練対応キャリアコンサルタントによるコンサルティングを受ける等の所定の手続きを経た上で、訓練を修了し、受講者本人の住所地を管轄するハローワークに、所定の書類を「修了した日の翌日から起算して1か月以内」に提出することにより給付されます。

※追加支給が受けられる場合があります。

### C. 専門実践教育訓練

**原則、教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額が助成（年上限40万円）**

研修受講日前に訓練対応キャリアコンサルタントによるコンサルティングを受ける等の所定の手続きを経た上で、訓練受講中、受講者本人の住所地を管轄するハローワークに、所定の書類を「受講開始日から6か月ごとの期間の末日、又は修了日の翌日から起算して1か月以内」に提出することにより給付されます。

※追加支給が受けられる場合があります。

## ③ 学びたいことが「対象となる訓練」に該当するか確認！

自らの学びたいことが「対象となる訓練」に該当するかどうかは、**厚生労働省サイト『教育訓練講座検索システム』から検索**でき、**上記「A」～「C」のいずれかの訓練に該当するか併せて確認**できます。また、通学する学校・通信講座などの内容が既に決まっている方は、各学校・講座のパンフレットを確認したり、受講先に直接問い合わせたりしてみましょう！

「教育訓練給付制度」を活用して“スキルアップ”！

発行：田中人事労務設計事務所

【住所】〒532-0013 大阪市淀川区木川西 1-4-17-502

【電話】06-6476-9870 【メール】miketanaka\_sr@ybb.ne.jp